

	質問・意見	回答
89	本宿駅周辺が商業系で、その隣が準工となっているが、工場を営んでいる人はほとんどいないのになぜこうなっているのか。高さ制限をしたくないということか。(東部)	沿道型の用途地域として、準工を指定した経緯がある。現況は住宅が建っているが、高さ制限をしたくないから準工を指定したわけではない。地区によって、準工内でも高さ制限を行う場合、地区計画という制度がある。
90	人間環境大学には高い建物があるから高度地区から外したのか。(東部)	市街化調整区域のため、今回は対象外の地区である。
91	現在田んぼになっているところに急にアパートなどが建つ恐れがあると思うのだが。(東部)	調整区域や農振農用地では基本的に建物は建てられない。
92	農振農用地は30年経つと外れるのでは。(東部)	市街化区域に編入されれば話は別だが、農振農用地は簡単に外すことはできない。
93	池金町のほうでは、昔は家が少なかったが、最近急に宅地が増えた。消防署が田んぼに建ったように、田んぼだと思っているところに宅地が広がっていくのではないか。規制があってないようなもので、作りたいものを作ればいいように感じる。(東部)	簡単に建っているように見えるが、開発許可をクリアしなければ建てることはできない。建築指導課にて詳細は確認できるので、そちらでの御確認をお願いしたい。
94	30年経つと調整区域が外れることがあるのか。(東部)	時限で外れることはない。また、農振農用地が大規模的に外れることはないと思う。 調整区域は開発を抑制するところで、分家住宅などしか建てられない。
95	都市計画は勝手に進められるという感覚がある。もっと広く説明会の開催案内などをしたり、常日頃から漠然とした不安や疑問などをぶつける機会を作るなどしてほしい。(東部)	都市計画法の第3条にも、情報を説明する責務があるため、ホームページなどでも情報を載せている。高度地区の説明会の案内も回覧で回したが、前回回覧時は他の回覧資料に埋もれてしまうなど、末端まで情報が届かないことがある。 また、疑問があれば電話でも構わないので遠慮なく問合せいただければと思

		う。
96	本宿の県営団地については、山に囲まれた地形や、絶対高の制限をしなくても日影規制で抑えられることを考慮して、18m制限を外してほしい。駐車場を確保する必要があるため、高さ制限があると建替え時に問題になる可能性がある。(東部)	御意見として承る。